

訪問診療申込の流れ

1. かかりつけ医が訪問診療への対応が可能であるか、相談をする。

相談の方法は、平成 28 年度に配布した、「在宅医療・介護連携のための情報共有リストブック」等を参考に、あらかじめ医療機関に確認を取る。

2. 訪問診療への対応が困難な場合は、上記リストブック等を参考に訪問診療実施医療機関を選定し、本人や介護者の同意の上問い合わせる。

3. 訪問診療実施医療機関への情報提供は、担当医との面接・電話・ファックス・メール等の方法により行う。

別紙「訪問診療申込書」「主治医・ケアマネ連携シート」「多職種間連携シート」「介護・医療入退院時連携シート」等のシートを活用する際は、個人が特定される情報は伏せてファックスし電話で伝える、メールにパスワードを設ける等、個人情報の保護には十分注意する。

4. 入院中の場合は、退院に向けたカンファレンス等を通し、訪問診療実施医療機関との連携が円滑に図れるようにする。

